

第3章

災害が起きる前の

「事前防災まちづくり」

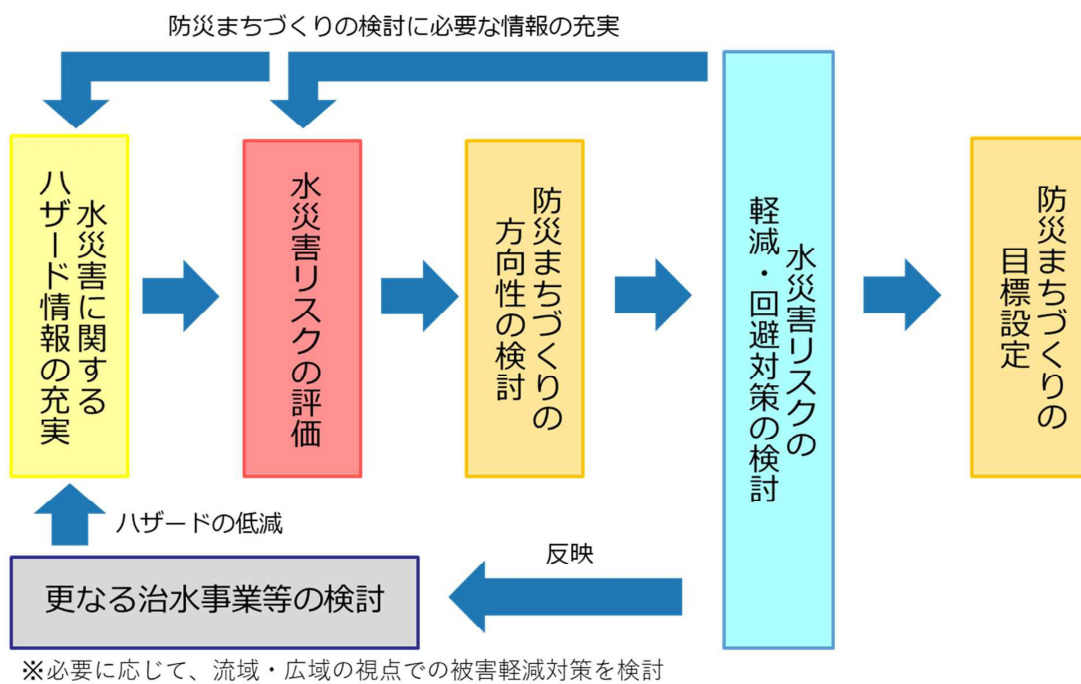
(1) 防災・減災を主流化したコンパクトシティの取組

① 事前防災まちづくりの推進

防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転の促進などの事前防災まちづくりを推進する。

近年、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとする激甚な水災害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇により、さらに水災害が頻発化・激甚化することが懸念されている。このような状況を受け、国土交通省においては、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、「防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方」をテーマの一つとして検討が進められた。

「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」では、ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討し、水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討する。リスク回避の方策として、災害ハザードエリアにおける移転の促進も含めた総合的な対策を講じることとしている。



出典：国土交通省 都市局 水管理・国土保全局 住宅局「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン (R3.5)」

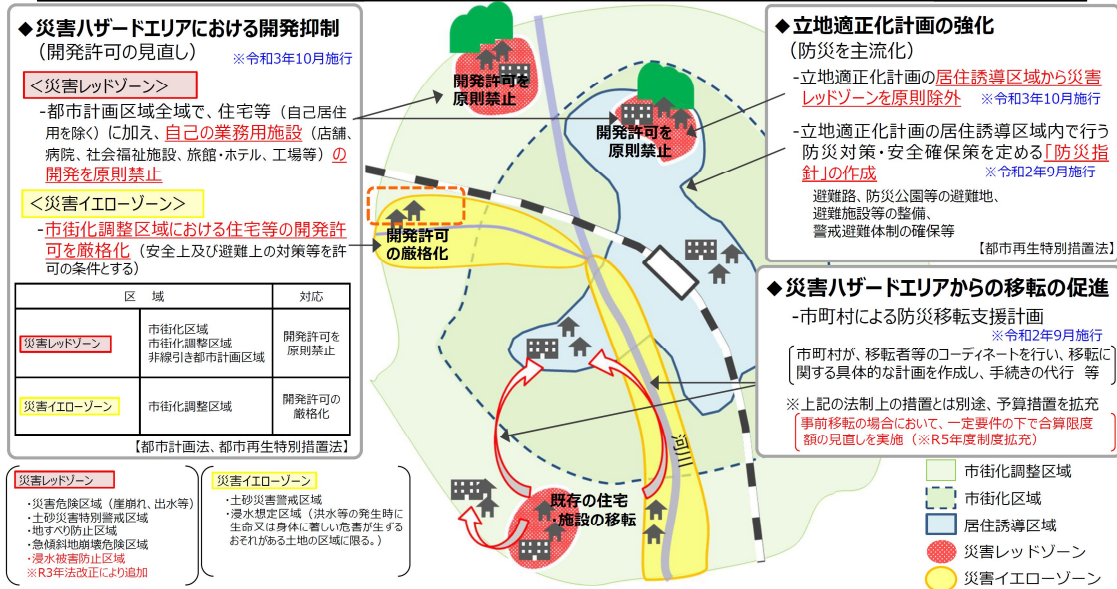
1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市計画法、都市再生特別措置法

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。



出典：国土交通省 都市局「令和6年度都市局関係予算概要」

② 地域・集落の集団移転に向けた取組

洪水や津波、土砂災害など、自然災害リスクが高く、堤防整備など、ハード整備が困難な地域において、住宅の移転要望がある場合は、防災集団移転促進事業が災害前の移転にも活用できる。地域集落が抱える防災上の課題に対して集団移転による安全安心な暮らしの実現を選択肢のひとつとして活用に向けた取組を進める。

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

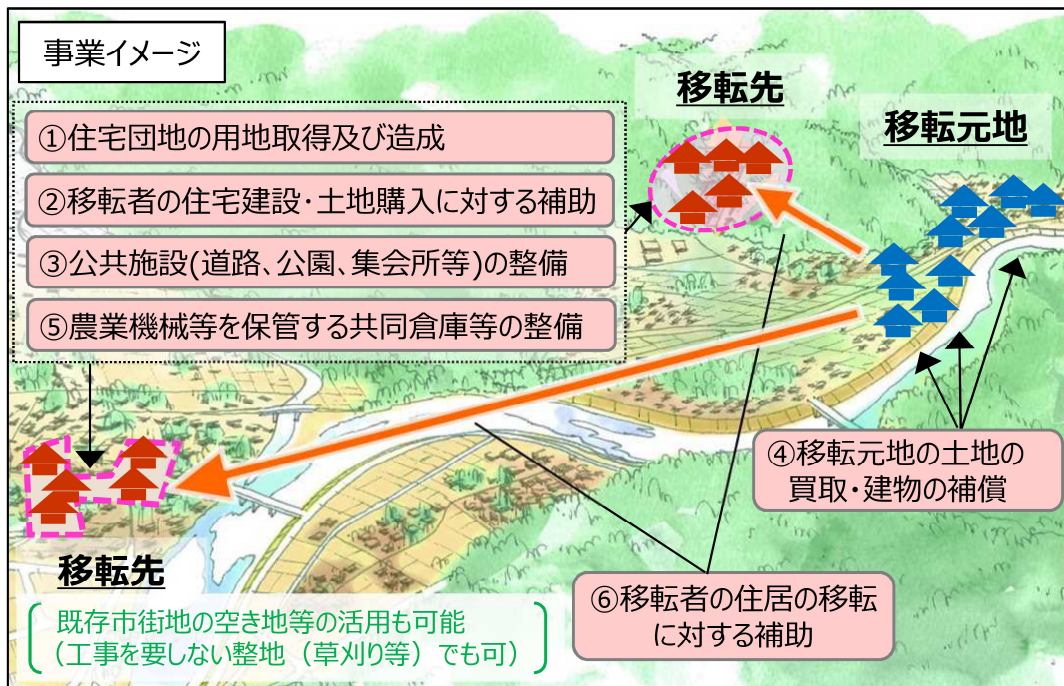
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※1)

※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上(※2)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域



出典：国土交通省 都市局都市安全課「防災集団移転促進事業の活用に向けた説明資料集 令和5年度」

○激甚化・頻発化する自然災害に備え、地域・集落の集団移転に向けて、事業実施までに必要となるステップのイメージは以下の通り。地域住民の意見を十分に尊重し、地域の実情に合わせた丁寧な対応が必要。

Step 1 災害リスクの把握及び対策手法の検討

- ✓ 地域・集落の災害リスクの把握
 - ・災害ハザードエリアの指定状況や過去の被害等の把握
 - ・地域・集落を守るための堤防等の施設整備の今後の動向やその効果等について施設管理者等の関係機関を含めて協議
- ✓ 災害リスクを踏まえた対策手法の検討
 - ・地域の災害リスクや住民の意向等を踏まえて、災害リスクを低減するための施設整備、高上げ、移転、ソフト対策等、様々な対策手法やその組み合わせを検討（一つの対策手法にこだわらず、複数の事業との連携や組合せも検討）
 - ・その際、将来のまちづくりの在り方を踏まえることも重要

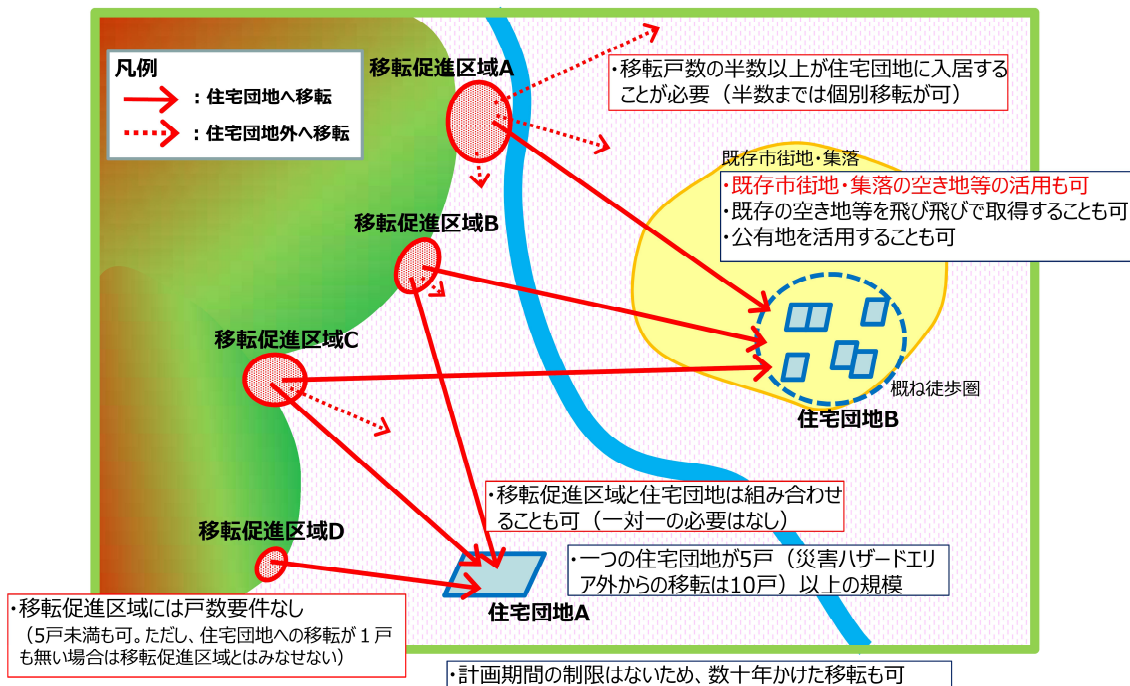
Step 2 災害危険区域・移転促進区域の検討及び地域の合意形成

- ✓ 災害危険区域の指定に向けた準備・検討
 - ・災害リスクを踏まえて区域の指定範囲や建築制限等を検討し、条例での区域指定に向けて準備（地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域に指定されている場合は、新たに災害危険区域の指定を要しない）
- ✓ 移転促進区域（移転対象住居）の検討・区域の合意形成
 - ・移転促進区域の範囲及び移転対象住居について、検討・協議・調整し、区域内の住民との合意形成
- ✓ 地域・集落の移転意向が確認できた場合、移転先の住宅団地の検討
 - ・住宅団地の場所、規模、住宅団地に必要な公共施設（道路、公園、水道、集会所等）の検討
 - ・住宅団地は、新規造成のみならず、既存の集落・市街地の空き地等を活用することも可能
 - ・事業実施には、移転先の住宅団地に5戸（災害ハザードエリア外の場合は10戸）以上かつ移転戸数の半数以上の入居が必要
 - ・移転者個々の資金計画、移転時期等の検討

Step 3 事業計画の策定

- ✓ 移転元地の災害危険区域指定（建築基準法に基づき、条例で住宅の建築禁止等措置）
（地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域に指定されている場合は、新たに災害危険区域の指定を要しない）
- ✓ 集団移転促進事業計画の策定（→国土交通大臣の同意）

出典：国土交通省都市局都市安全課「防災集団移転促進事業の活用に向けた説明資料集 令和5年度」



出典：国土交通省都市局都市安全課「防災集団移転促進事業の活用に向けた説明資料集 令和5年度」

防災集団移転促進事業の効果事例（青森県黒石市）

- S50.8：集中豪雨により川沿いの集落が被災
- 被災を契機に、近隣の高台に集団移転（27戸が移転）
- S52.8：集中豪雨により再び氾濫
従前地は浸水したものの、移転団地は被害なし



集団移転により浸水被害を防止

出典：国土交通省 都市局「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会「第1回会議資料3-2」

